

諮詢

28青総青第1069号

東京都青少年問題協議会

会長 小池百合子 殿

高度情報通信社会やグローバル化の進展により、情報通信技術（ＩＣＴ）がより一層社会に深く浸透し、世代や地域を越え、人と人との結び付けるなど、実社会になくてはならないものとなっています。

こうした中、次代を担う青少年が、必要な情報や情報手段を積極的に活用し、主体的に課題解決を図るなどして、健やかに成長していくことは、都民すべての願いであります。

しかし、スマートフォンの急速な普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、インターネット利用に起因するトラブルについて青少年から寄せられる相談が増加傾向にあり、特に、児童ポルノ等の性的な画像等に関するものが急増しています。

中でも、脅されたり、だまされたりするなどして、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送らされる被害や、このような被害に繋がりかねない働きかけを受け、悩み困惑する青少年からの相談が、近年の憂慮すべき特徴であります。

被害に遭った青少年は、不登校や将来の夢を諦めざるを得ない状況に追い込まれたり、また、一度インターネット上に流出した画像等は回収が困難で、将来にわたって不安を抱き続けたりすることになります。

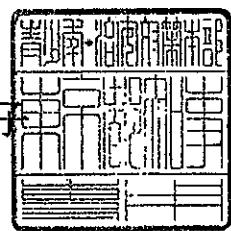
こうした事態は、青少年の健全育成上深刻な社会問題であり、このような被害に遭うことなく健やかに成長できるよう、一刻も早く環境を整備することが求められます。

この喫緊の課題に対処するため、普及啓発の充実、条例による悪質な働きかけの規制等を含め、取り組むべき対策について検討し、速やかに所要の結論を得る必要があります。

よって、下記事項について諮詢します。

平成29年2月21日

東京都知事 小池百合子



記

児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成について